

資料2-4

「令和6年度 認知症施策の推進に係る
東海北陸管内6県意見交換会」
(令和6年9月3日)

令和6年度 認知症施策の推進に係る東海北陸管内6県意見交換会資料

令和6年度
認知症施策の推進に係る
市町村支援に向けた取組
(静岡県)

令和6年9月3日
静岡県福祉長寿政策課

市町村の現状と県の取組（事業等）	評価・課題
<p>① 認知症初期集中支援</p> <p>○チーム数は(R3)109チーム→(R4)109チーム→(R5)109チーム</p> <p>○訪問人数は(R2)436人→(R3)464人→(R4)133人 チーム員（サポート医、地域包括支援センター職員等）同士の連携はチーム員会議等を通して進んでいる。</p> <p>○認知症初期集中支援チーム員現任者研修を年1回開催。 R5年度は、行政説明と事業の対象となる事例を各自持参し事例検討を行った。</p>	<p>多職種連携は進んできたが、訪問実績は減少している。包括の総合相談とのすみ分け、本人や家族の同意を得られない等課題が解決しておらず、今後の事業の進め方に苦慮している。</p> <p>一方、現任者研修を進めていく中で、各市町の認知症施策の取組が充実しているため訪問実績が減少しているという評価ができ、今後は各地域の状況に合わせた事業の在り方を考えて行く段階となっている。</p>
<p>② 認知症地域支援・ケア向上</p> <p>○認知症カフェ：(R5.4)設置数35市町179箇所 ⇒(R6.4)設置数35市町188箇所</p> <p>○認知症ケアパス：全市町で作成済 年度当初にケアパスの更新を行った市町を確認</p> <p>○認知症地域支援推進員の活動状況：全市町に配置済み</p> <p>○認知症地域支援推進員現任者研修を年1回開催。 R5年度は、MCIについての講義と認知症本人の声を施策に反映させる取組について報告、グループワークを行った。</p>	<p>○認知症カフェは、令和4年度以降全市町で設置している。令和6年度は、前年度から9箇所増加している。既存のカフェは、23カ所でZOOM等のオンラインの活用（定期・不定期含め）を可能とするなど、新しい生活様式に対応した取組も認められる。</p>

市町村の現状と県の取組（事業等）	評価・課題
<p>③認知症サポーター活動促進・地域づくり推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○チームオレンジ活動状況等 【現状】 ○チームオレンジ活動状況等： <ul style="list-style-type: none"> R5実績 チームオレンジ 34市町87チーム ○オレンジコーディネーター数：18市町94人（R5実績） ○チューター数 6人(R4実績) 【県の取組み（事業等）】 ・チームオレンジ養成研修 R5実績141名（修了者数） ・認知症の人や家族を支える体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○設置市町は全35市町のうち34市町まで増加。チーム数も大幅に増加した。 ○一方で、認知症の人本人の参加が少ない現状がある。設置済み市町の活動内容充実に向けて伴走支援によりフォローしていく。 ○未設置の1市町についても、今年度、伴走支援によりフォローしていく。
<p>④その他及び県独自の取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若年性認知症等 ○静岡県希望大使(1名)の派遣 R5実績 7市町10回 県事業等 2回 ○ピアサポーター(4名)の派遣 R5実績 8市町11回 ○若年性認知症施策：企業等向け出前講座 R5実績 出前講座1回他、市町との情報共有、各家族会への参加等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ピアサポーターは増えているが、氏名や写真が大きく出ることには抵抗があるようで希望大使の候補者はいない状況が続いている。 ○若年性認知症に関する普及啓発、関係機関の連携について、今後進めていく必要がある。

（総評・今後の方向性・今後重点的に取り組むこと）

ほとんどの市町村にチームオレンジが設置され、各市町における認知症施策が進んできている。一方で認知症の人本人の意見を施策に反映する取組、本人ミーティングの開催、若年性認知症の方への支援等、今後さらに取り組む必要のある事業については、市町と連携して充実させていきたい。

(2) 市町村支援に向けた取組

■ 市町村支援に向けた取組

(静岡県)

標題	官民連携による認知症の「予防」と「共生」推進事業
具体的な内容	認知症になっても安心して暮らせるよう、企業における認知症についての理解を促進するため、県内企業・団体を対象に、交流会等を企画する。市町、認知症の人・家族との意見交換の機会等を設ける。

■ 取組に至った経緯、背景、課題認識

【背景】

- ・令和6年1月に施行された認知症基本法において、「共生社会」の実現が推進されている。
- ・認知症になっても安心して暮らせる社会の実現には、公共交通機関や金融機関をはじめとした生活関連企業・団体における認知症への理解が必要とされている。

【課題認識】

- ・認知症の人を含めた一人ひとりが支え合う共生社会に向けて、県内企業等への具体的な取組の促進
- ・「適切な介護による重度化防止が可能」等の認知症に対する幅広い知識の普及

■ 取組の成果、成果に至った要因等

今年度(R6)より事業開始し、

○「県内生活関連企業・団体への訪問活動」(事業周知及び企業取組状況の聴取)を実施。

○県内企業を対象にした「認知症バリアフリー交流会」(企業、市町、認知症の人と家族の会が集まる情報交換の場)の実施予定。

○県内企業を対象にした「認知症に関する出前講座」、「介護離職防止セミナー」を実施予定。